第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事	中核市の市長	（略）
第十七条第二項及び第四項	都道府県	中核市	（略）
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	中核市の市長	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　調査及び研究（第四十五条の二―第四十五条の十二） 第三章・第四章　（略） 附則	目次 第一章　（略） （新設） 第二章・第三章　（略） 附則

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事	中核市の市長	（略）
第十七条第二項及び第四項	（新設）	（新設）	（略）
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	（新設）	（新設）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）